壬生町政だより

38年 9月号

No. 57
毎月1回発行
発行所 栃木県壬生町役場
印刷所 株式会社 新生社

諸統計より

人口統計

		対前月比
昭和38年9月1日現在		
総人口	24,113人	27人増
男	11,835人	13人増
女	12,278人	14人増
世帯数	4,484世帯	1世帯増

壬生町議会議員選挙

投票日は十月五日

代表三十名を選ぼう

十月十二日に任期が満了する町議会議員の一般選挙は、九月二十八日告示され十月五日に投票が行われることに決まりました。

今度の選挙も前回同様選挙区別に行なわれ、各選挙区の定員は次のとおりです。

壬生選挙区　十三人
稲葉選挙区　八人
南犬飼選挙区　九人

この選挙で使用される選挙人名簿は、昨年九月五日現在で作られた基本選挙人名簿と、その後補欠選挙、参議院補欠選挙、県議会議員選挙の際に作られた補充名簿、更に今度の選挙のために作られる新補充名簿です。

今度の選挙は、前回ない選挙はありませんでしたが、今度の議会議員選挙は、私たちの一番身近な選挙で日常生活と直結しています。私たちの声を忠実に町政の上に反映させるよう代表を決める選挙です。既に生活がより豊かになるかどうかは十月五日に私たちが投票する一票にかかっています。

身近かな選挙であれば程、義理や人情、恩義等の考えから心にもない人に投票することになりかねません。

▼不在者投票ができます。投票当日勤務のため自分の信ずる人に清い一票を投じて本当に私たちの代表する人を選ぶことが町の発展になり生活の向上につながります。

▼投票区と投票所が変更になりますのでご注意下さい。

1、第一投票区の投票所は、壬生寺になります。

2、大字中泉は第十七投票区として、投票所は中泉公会堂（神社内）に設けられます。

3、第十一投票区は、北小林だけとなり投票所は南犬飼支所になります。

母子健康センターなど

追加更生予算決まる

九月の町議会定例会

第七回壬生町議会定例会は九月十二日午前十時に役場議場に招集され、任期中の最後の定例会とあって金議員出席しました。提出された議案は七件で

①昭和三十八年度一般会計壬生町歳入歳出追加更生予算決議

②壬生町税条例の一部を改正する条例

③壬生町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

④壬生町火災予防条例の制定

⑤起債及び償還方法

⑥歳出予算外義務負担

⑦請願について

町長に対する一般質問の中では、町議会議員の選挙区制廃止で従来通り小選挙区制で行なう意見が多いので本日町長提案はしないことが明らかにされました。

また壬生町周辺の県道の改良舗装状況と下稲葉の砂利採取問題がありました。

議案第一号の一般会計追加更生予算では追加額一、五六四万円余りでほとんどが義務負担付きの事業を計上しました。

歳出の中で、消防費＝消防ポンプ一台購入費、土木費＝県道修繁舗装負担金、市街地開発区域地域計画調査費、都市計画費は栄町の下水溝の事業費など。稲小、藤井小、東小給食室改造費、北小給食室建設工事費、壬生中改造工事費、壬生高校の附属工事費、中学校ミルク給食費補助など。保健衛生費＝母子健康センターの工事費

産業経済費＝屋根改造資金の利子補給金、五月二十二日強風による災害補助金など。

△起債及び償還方法

壬生町は昭和三十八年度において、都市下水路事業（栄町大栗屋さんより東武線まで）で一百万円以下、母子健康センター事業費に一百万円以下、消防自動車購入費一百三十万円以下を政府または郵政省簡易保険局または財団法人全国自治協会災害共済部資金より起債いたします。

利率は六分五厘以下償還は三年以内据置二十年以内半年賦均等償還です。

△起債額三百三十万円

耕運機のナンバーは市町村で

町税条例の一部改正

壬生町税条例の一部を改正する条例では

④電気ガス税が従来の百分の九から百分の八に改められそれ代替としてガスから百分の十二、四に改められ、市町村の収入の均こうを計ったこと。

⑤延滞加算金を削り、延滞金だけとして利率を従来の百円につき三銭を二銭に、督促状を発した日から起算して十二日目から一日四銭となったこと。

⑥災害等による期限の延長を規定した。

⑦耕耘機のナンバーは十月十五日以降から町村で交付し、納税者の便宜を計ったこと。

⑧徴税令書という名称を納税通知書と改めたこと

⑨固定資産税の納税義務者をよりはっきりさせたこと。

わら屋根改造資金の利子補給

△歳出予算外義務負担

これはわら屋根の改造資金についての利子補給の件で、農山村生活環境整備資金を貸し付けた農協に対して、利子三分五厘の内、県で一分七厘五毛を補給し、壬生町管内農協の融資を受けるワクは五百三十五万円の範囲内で利子を補給しようというものです。

市街地開発地区の地域計画調査＝これは首都圏整備法にもとづき行なわれる調査で、いわば市街地開発地区の予定地区といわれるものです。

栃木県内で今回の調査の対象地区には佐野足利地区、真岡地区、鹿沼地区、小山間々田地区は宅地整備地区となっております。

世帯主七割給付に引き上げ

国民健康保険

国民健康保険の医療費を負担していたのに少しでも軽くしようということで今まで医療費の半分を医院の窓口に支払っていたのを、今度次のように昭和三十八年十月一日から改正になります。

一、世帯主

二、準世帯主（世帯主が勤めていて家族の中に国民健康保険に加入している家庭）

以上の被保険者に限り七割給付し本人負担三割となります。

家族の被保険者は従来のとおりです。

例えば

百円の診療費のときは本人が窓口で三十円支払うことになります。

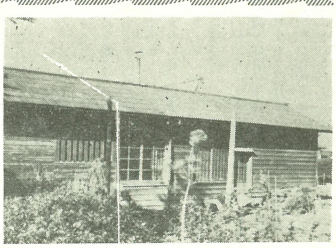

内部改造予定の藤井小の給食室

議事録より

△はこのセンターは姙産婦の保護と母子保健の見地から設けられるもので、壬生地区内に建築される予定です。この地区が壬生町で最も住家が密集した所で二、〇四一世帯があって農業経営八五壬生町管内居住人口八〇〇世帯に引き継がれています。

このセンターでこの助産のほか姙産婦と乳幼児の保健指導、受胎調節指導母親学級などが開催されます。敷地面積は七二六平方メートル（二二〇坪）建坪は二五七・四四平方メートル（七八坪）で助産所収容定員は五名です。

△こんどの一般会計歳入歳出予算の中で母子健康センターと市街地開発地区の地域調査などの説明を加えます。

母子健康センター

九十才以上に町から記念品

壬生町の敬老会は九月二十五日に壬生町民館で催されましたがその折九十才以上の高令者に対して壬生町から記念品が贈呈されました。

該当者は十八名です。

上田＝大関庄十郎(90才)
十五日に中央公民館で催
上田＝大関庄吉(92才)国
谷＝高山ハツ(91才)、高
山真一郎(91才)、大栗シ
ノ(91才)大栗モン(90才)
下稲葉＝鈴木ヨシ(90才)
七ッ石＝早乙女キサ(93
才)高村キチ(90才)羽生
田＝山名キチ(93才)上稲
葉＝渡辺キチ(90才)下表
町＝赤木ヨシ(92才)中表
町＝小林トク(90才)舟町
町＝山根ハナ(90才)仲通町
町＝山崎豊三郎(98才)原宿
＝鈴木テフ(93才)台坪＝
山川サダ(92才)福和田＝
山川カヨ(90才)

技能検定の案内

本年度の後期の技能検定は十一月に第一次試験が全国一斉に行われることになりました。

今回行われる検定試験は次のとおりで資格のある方は受験するようおすすめします。

一、検定職種

建築大工・洋服工・金属塗装工・回転電機組立工の各一級・二級

二、試験科目

第一次試験＝学科試験
技能要素試験
第二次試験＝実技試験

三、期日

第一次試験＝十一月十日（日）洋服工・金属塗装工・回転電機組立工

四、場所

第一次試験
宇都宮市栃木総合職業訓練所

五、受付期間

九月十五日から十月五日まで

申請提出先

栃木県職業訓練課
申請用紙
栃木県職業訓練課へ

その他くわしいことは役場へお問い合わせ下さい。

住宅統計の調査

十月一日

本年度の住宅統計調査が十月一日現在で全国いっせいに実施されます。この調査は昭和二十三年から五年ごとに行なわれている全国的な調査で、国民の住宅事情が現在どのような状態になっているか、またどのようにかわってきているかをあきらかにして、住宅関係諸施策の指針となる統計をつくることを目的としております。

お知らせ

壬生レクリエーションクラブ発足

毎月コーラスとフォークダンスを公民館主催で行なっていりますが、今度若い人たちの希望がまとまり、新しく「壬生レクリエーションクラブ」が発足しました。

このクラブの活動内容はフォークダンス、コーラス、ゲーム、野外活動となっております。

十月の活動は、六日に午前六時半集合＝公民館、七時出発霧降高原ハイキング、十日と二十四日午後七時公民館でフォークダンスが予定されています。多数おいでください。

役員は、会長に岡口悟呂（仲通町）副会長に桑川光一（六美町）と黒川文恵（東下台）事務局長は小林堯（栄町）です。

詳しくは壬生中央公民館へおたずねください。

壬生町では次の八調査区が国から指定になりました。

▽大字北小林の一部
亀田和巳調査員
▽大字羽生田舎宿一円
篠原武調査員
▽大字国谷、谷中、下道一円
野口清調査員
▽大字壬生下馬木の一部
清水甚市調査員
▽大字壬生至宝町六美の一部
浜田竜太郎調査員
▽大字福和田本坪の一部
山崎正喜調査員
▽大字壬生上新町、城内の一部
長島フミ調査員
▽大字壬生下表町の一部
大垣久三調査員

各調査員がお伺いしますからご協力ください。

秋晴れの郡民体育祭

綜合で壬生町が優勝

第十五回下都賀郡民体育祭は、九月十五日に壬生中学校を主会場にして四会場に分かれて開催されましたが、綜合で壬生町が優勝いたしました。

成績は次のとおり

▽綜合優勝　壬生町3点

▽準優勝　大平町二七・五点

▽三位同分寺町、一七・五点以下

桑絹町、都賀村、吉橋町、藤岡町、岩舟町、野本町でした

壬生町の種目別の成績では、

二位＝卓球

四位＝陸上競技

このほか、テニスと野球の二種目があります。

×　×

弓道の試合（精忠神社境内）

力の入る角力（壬中）

新時代の火災予防

設備、器具の取扱いなど

壬生町火災予防条例

九月の町議会定例会に上提され、決議をみた火災予防条例は一月一日から新しく施行になります。この火災予防条例には、かまど、石油こんろ、プロパンガスこんろ、火鉢など火を使う設備、器具の構造や取り扱い、映画館などでの喫煙の制限、ガソリン灯油など危険物の取扱基準など日常生活に関係の深い、皆様にぜひ守っていただかねばならない規定が多いので二回に分けてその要点をお知らせいたします

その一

▼かまどと炉（ろ）

1、常時油類その他これに類する危険物を煮沸するかまどには、天がい排気筒をつける。2、軽油、重油その他の液体燃料を使用するかまどを屋内で使うときにはそのまわりを防火的にした場所で使うこと。

3、まき、石炭など固体の燃料を使うかまどには必ず取灰入れをつける。

4、かまどは土間又は据付面積二平方メートル以上のかまどを据えつけるときは町長に届出なければなりません。

▼掘りごたつ及びいろり

掘りごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で作った床に据え付けるようになり直接板間に置けません。

5、軽油、重油その他以上のほか火花を生ずる設備、変電設備、発油類、ガス類を使うかまどの配管には金属管を使わなければなりません。

6、個人の住居に設けるものを除き据付面積二平方メートル以上のかまどは町長の許可を受けること。

▼こんろ、ストーブ

1、こんろ炉等は周囲の可燃物から火災予防上安全な距離をとって使用すること。

2、こんろ等のまわりは常に整理、清掃して燃料などを置き放しにしておかないこと、故障又は破損したものを使わないことは当然のことですがこれもつきりと規定され義務づけられました。

3、石油こんろ、石油ストーブなど油を燃して使うものは使用中に油を補給することを禁止されました。

4、本来の使用燃料以外の燃料で、こんろ等を使うことは禁止されました。たとえば灯油を使用することがたてまえの石油こんろにガソリンを使用するようなこと。

5、こんろ等を本来の使用目的以外に使うことも禁止されました。たとえば炊事用の電気コンロをこたつに使用すること。

6、こんろ等のまわりは常に整理、清掃して燃料などを置き放しにしておかないこと。故材料で作るか、又は被覆しなければならない。以上のほか火花を生ずる設備、変電設備、発電設備、舞台装置等の電気設備などについて也位置、構造、管理の基準が定められました。

児童扶養手当など増額

児童扶養手当はおもに母子世帯のうち国民年金などの公的な年金を受けることができない、生き別れの、いわゆる生別母子世帯の児童や、また父母のいない児童を対象に支給されているものですが、このたびこの法律の一部が次のように改正されました。このうち身体障害児の手当については八月から、その他の点については、九月から実施されますので新たに該当する人は、なるべく早く役場に申し出て下さい。

◎身体障害児にも支給

いままでは義務教育終了前の児童だけが対象でしたが、こんどの改正で二十才未満の身体障害児（手足などの外科的な障害児にかぎります）にも支給されることになります。

◎所得制限のかん和

児童扶養手当はいままで母や児童を養育している人が、一年間に十五万円をこえる所得があった場合は支給されませんでしたが、こんどの改正で、こんどは十八万円までに制限がゆるやかになりました。

なおこの場合児童一人につき三万円が加算されますので、例えば所得制限の額は児童一人の場合は十才未満の場合は二十一万円、二人の場合は二十四万円、三人の場合は二十七万円ということになります。

◎手当額の引き上げ

手当月額はいままで児童一人の場合は八百円、二人の場合は千四百円、三人以上の場合は千四百円、のほか一人につき四百円を加算した額となっていましたが、こんどの改正で一人の場合は千円、二人の場合は千七百円、三人以上の場合は千七百円に一人につき四百円を加算した額となりました。

したがって児童三人の場合は月額二千百円（八月までは千八百円）が支給されることになります。

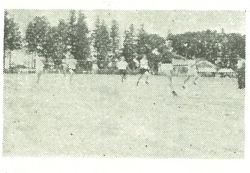

女子百米決勝

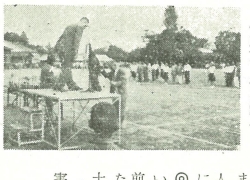

優勝旗は壬生町へ

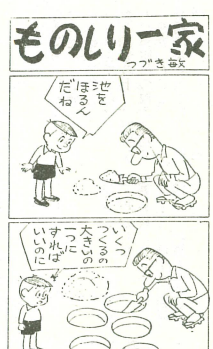

定期的に健康診査

老人福祉法できる

八月一日から老人福祉法が施行になり本県では約十万四千人のとしよりがこの恩恵を受けることになりました。この法律の主な改正点をお知らせしましょう。

まず基本的な考え方がはっきりしたことです。おとしよりは長い間社会のために尽くされて来た方々として敬い愛され、また健全で安らぎのある生活が保障されることになりました。またおとしより自身が年令に伴って自覚していつも心と身体の健康をたもち、その知識と経験を社会に役立たせるよう努力することが明らかに示されており、またおとしよりの希望と能力に応じた適当な仕事を与えられる機会やその他社会的な活動にたずさわる機会が与えられるよう定められております。

次に老人の日が正式に定められました。いままでは、任意的に九月十五日が老人の日として定められていましたが、この法律によって老人の日が正式に定まりました。

次に老人福祉の措置が確立されたことです。町ではおとしよりの健康保持と増進を図るため毎年定期的に六十五才以上の老人に対し、健康診査を実施することになりました。またおとしよりで心身障害あるいは経済的な理由から日常生活に困る方々を養護老人ホームか、個人の家庭にお願いしてその福祉を図ることになり、更に本年度は宇都宮市の他四市に老人家庭奉仕員をおいておとしよりの毎日のくらしのお世話をすることになっております。

次におとしよりの自主的な活動として、いま盛んにつくられている老人クラブについて国や県、市町村で助成することになりました。

防衛庁ではただいま自衛官を募集しております。わが国の平和と独立を守る栄誉、たくましい心と技術の練成に若人の皆さんを自衛隊ではお待ちしております。

志願する方は壬生町役場か自衛隊栃木地方連絡部へお問合せください。

第三次　自衛官募集

慈覚大師千百年大遠忌

壬生寺

町政だよりの壬生史帳欄で紹介いたしました「慈覚大師の人柄」も、五回で終了いたしました。

慈覚大師は郷土が生んだ高僧で吾々民の歴史的遺産として敬慕して止まない存在であります。

慈覚大師が歿くなられて千百年に当り、十一月九日（土）壬生町上新町壬生寺において、京都日観天台宗座主が親しく来壬して「慈覚大師千百年遠忌」の大法要を行なうことになりました。

また座主は慈覚大師が始めて出家得度した小野寺の大慈寺にも御親拝になる予定です。

今回の「慈覚大師千百年祭の遠忌」には栃木県天台宗宗務所が主催となり同派寺院関係者約千名による参加者が見込まれています。

壬生寺の本堂や大師堂のほかに老朽が甚だしいのでこれを改築修復するため、壬生慈覚大師報恩会（会長小田垣健一郎氏）では壬生町及び栃木県内外より浄財の喜捨を仰ぎ予算約三百万円で本堂の改築、山門と地蔵堂の修復に着手また日光輪王寺では大師像の存置する大師堂の塗り替えなどを行うことになっています。

壬生史帳で紹介したとおり慈覚大師はいまから千百余年前の延暦十三年に壬生町附近で生まれ九才のとき京都比叡山延暦寺に上り伝教大師に師事したと伝えられ三十五才より全国各地を伝道行脚して天台宗をひろめました。

四十五才のとき仏教研究のため留学十カ年の研さんのち帰国、七十一才で歿くなられました。

日本では伝教大師、弘法大師とともに高僧のひとりにたえられています。

壬生寺では毎年四月十四日に慈覚忌を行なうが天台座主を迎えての遠忌大法要は始めてのこととさいます。

日本全国に慈覚大師の開基または中興せられたという寺院が五百近くも存在しております。一つの寺を建立することさえ容易でないことは誰にも分っていることですが、当時の皇室や公卿たちの厚い帰依をうけられて、このほか大師ともに多くの日時を費されるだけでなく、天台座主に任ぜられて延暦寺の請堂を整備し、一宗統轄の重さな事務を統理されるほかに、百五十余巻の著述を残されています。

このほか伝道のかたわら奨励したり、馬匹の改良飼育、治水、かんがい、開拓、道路の新設、改修などの指導、陶器製造、砂金採取の方法教示など、生活向上と文化の発展に寄与され、これによって東北地方では麻の栽培を